

株 主 各 位

東京都文京区湯島2丁目2番2号
スズデン株式会社
代表取締役会長兼社長 鈴木 敏雄

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきたくご通知申し上げます。ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の方法により、**平成25年6月25日（火曜日）午後5時45分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島1丁目7番5号
ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報告事項
 1. 第61期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議決権行使のご案内



■書面（議決権行使書用紙）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



■電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合

インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時45分までに、議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記（12頁から13頁まで）の「インターネットでの議決権行使について」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効とさせていただきます。

お知らせ

- 1.代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を当日に会場受付にご提出ください。
- 2.定時株主総会招集ご通知に添付すべき事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査報告書謄本は、別添の「第61期 報告書」に記載のとおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.suzuden.co.jp/>）に掲載しておりますので、「第61期 報告書」には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、「第61期 報告書」に記載した連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

- 3.株主総会参考書類等の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.suzuden.co.jp/>）にて、修正内容を開示いたします。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

業務範囲拡大を図るため現行定款第2条（目的）に定める事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第1章 総 則 (目的) 第2条 (現行どおり)
1.~14. (条文省略)	1.~14. (現行どおり)
(新設)	<u>15. 発電および電気の供給・売買</u>
<u>15.~17.</u> (条文省略)	<u>16.~18.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役4名全員は任期満了となります。つきましては経営体制強化のため、取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木 敏雄 昭和24年12月28日生 (再任)	昭和48年4月 立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 昭和52年10月 鈴木電興株式会社入社 昭和57年4月 同社取締役 昭和61年4月 同社代表取締役社長 平成3年4月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社執行役員社長 平成20年10月 当社代表取締役会長兼社長 平成21年4月 当社代表取締役会長 平成24年10月 当社代表取締役会長兼社長執行役員社長（現任）	408,500株
2	白田 憲司 昭和24年1月14日生 (再任)	昭和42年3月 鈴木電興株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員 平成17年1月 当社取締役副社長執行役員副社長 平成24年10月 当社取締役専務執行役員（現任）	68,500株
3	鈴木 茂 昭和23年3月14日生 (再任)	昭和46年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成8年11月 同行町田支店長 平成12年5月 当社総務部長 平成13年6月 当社取締役（現任） 平成15年4月 当社上席執行役員 平成21年4月 スズデンビジネスサポート株式会社代表取締役社長（現任） 平成24年10月 当社常務執行役員（現任）	20,700株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	梅田 常和 昭和20年8月22日生 (再任)	昭和45年4月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 昭和49年3月 公認会計士登録 平成7年4月 公認会計士梅田会計事務所所長公認会計士(現任) 平成7年6月 日本開閉器工業株式会社取締役副社長 平成11年1月 株式会社エイチ・アイ・エス社外監査役(現任) 平成12年6月 株式会社タカラトミー(旧株式会社トミー)社外監査役(現任) 平成12年6月 株式会社ハーバー研究所社外監査役(現任) 平成19年6月 澤田ホールディングス株式会社社外監査役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任)	8,600株
5	平野 利晴 昭和24年9月4日生 (新任)	昭和43年3月 鈴木電興株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員 平成24年10月 当社常務執行役員(現任)	32,200株

- (注) 1. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、別添の「第61期報告書」の「4.(1)取締役および監査役の氏名等」(11頁から12頁)に記載のとおりであります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鈴木 茂氏が代表取締役社長を兼務している当社100%子会社スズデンビジネスサポート株式会社から派遣社員を受け入れております。
4. 社外取締役に関する事項は次のとおりであります。
- ①梅田 常和氏は社外取締役候補者であります。
 - ②同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、同氏は引続き独立役員となる予定であります。
 - ③同氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ④同氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - ⑤当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、梅田 常和氏との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が社外取締役に再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役桃井邦義、日野 実の両氏が任期満了となります。つきましては監査体制の一層の充実を図るため今回新たに監査役1名増員することとし、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	桃井邦義 昭和24年11月12日生 (再任)	昭和51年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人 トーマツ）入社 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和58年8月 桃井公認会計士事務所所長公認会計士（現 任） 昭和58年9月 税理士登録 平成17年6月 当社社外監査役（現任）	0株
2	日野 実 昭和23年7月26日生 (再任)	平成11年7月 税務大学校研究部教授 平成13年9月 日野実税理士事務所所長税理士（現任） 平成15年6月 日本アンテナ株式会社社外監査役 平成17年9月 青山学院大学大学院会計プロフェッション 研究科 客員教授（現任） 平成23年6月 当社社外監査役（現任） 平成24年6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス 社外監査役（現任）	0株
3	梅野清光 昭和25年8月31日生 (新任)	昭和48年7月 鈴木電興株式会社入社 平成8年10月 当社東関東営業部長 平成11年4月 当社中部営業部長 平成12年10月 当社西東京営業部長 平成16年4月 当社品質環境部長 平成24年4月 当社品質環境部担当部長（現任）	5,000株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役に関する事項は次のとおりであります。

①桃井邦義、日野 実の両氏は、社外監査役候補者であります。

②桃井邦義氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。同氏が社外監査役に再任され就任した場合には、同氏は引続き独立役員となる予定であります。

③桃井邦義氏につきましては、公認会計士としての専門的知見を当社監査にいかしていただくため、引続き当社社外監査役として選任をお願いするものであります。

④日野 実氏につきましては、税理士として専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただく

ため、引続き当社社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ⑤桃井邦義氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- ⑥日野 実氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ⑦当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、桃井邦義氏と日野 実氏との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、両氏が社外監査役に再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および従業員（海外の従業員を除く。）に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対する新株予約権の発行は、会社法第361条第1項に規定される報酬等に該当いたします。当社の取締役の報酬額については、平成3年2月6日開催の臨時株主総会において総額年間4億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分の給与は含まれない。）とご承認いただいておりますが、当該報酬額の範囲内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し報酬等として新株予約権を発行することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役の員数は社外取締役1名を除く4名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および従業員（海外の従業員を除く。）に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および従業員（海外の従業員を除く。)

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式300,000株を上限とする。このうち、取締役（社外取締役を除く。）については30,000株を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の数の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

3,000個を上限とする。このうち、取締役（社外取締役を除く。）については300個を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員または従業員（海外の従業員を除く。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役（社外取締役を除く。）の任期満了に伴う取締役（社外取締役を除く。）の再任候補に選ばれない場合の退任または執行役員および従業員（海外の従業員を除く。）が定年退職後に継続雇用され継続雇用契約の満了によりこれらの地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる

る日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
上記「(10) 新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

1. 当社ではインターネットによる議決権行使をしていただくことができますのでご案内申し上げます。

＜議決権行使の方法＞

- (a) 株主総会へご出席される方法
- (b) 議決権行使書用紙を郵送される方法
- (c) インターネットにより議決権を行使される方法

(a)～(c)のいずれかの方法で議決権を行使された場合、その他の方法で議決権を行使していただく必要はございません。例えば、(c)インターネットにより議決権を行使される場合、(b)議決権行使書用紙を郵送していただく必要はございません。

2. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（13頁3.①のURLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- ② 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- ③ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ④ インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ⑤ インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

3. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- ① <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。
※行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスいただけませんのでご了承ください。
- ② 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
※議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- ③ 画面の案内に従い、議決権を行使してください。
- ④ **インターネットによる議決権行使は、平成25年6月25日（火）午後5時45分までに行っていただきますようお願いいたします。**

4. ご利用環境

- ◎パソコン Windows[®]機種
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応していません。)
 - ◎ブラウザ Microsoft[®] Internet Explorer5.5以上
 - ◎インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
 - ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。
- *Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国および、またはその他の国における登録商標または商標です。

5. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様の議決権行使コードやパスワードをお問い合わせすることはございません。

お問い合わせ先について

議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00 土日休日を除く）

株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島 1丁目7番5号

ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間

電話 03 (3813) 6211 (代表)



交通

JR
地下鉄

中央線・総武線御茶ノ水駅聖橋口より徒歩5分

丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分

千代田線新御茶ノ水駅聖橋方面出口より徒歩5分

会場